

基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百六十四号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法（平成十七年厚生労働省告示第三百六十五号）に基づき、基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等（平成十七年厚生労働省告示第三百六十六号）の一部を次の表のように改正し、令和六年六月一日から適用する。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
第一・第二 (略) 第三 基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等 一〇五の三 (略) 五の四 医療観察心理支援加算の対象者 心的外傷に起因する症状を有する患者 六〇九 (略) 十 医療観察二十四時間対応体制加算の施設基準 (1) 通院対象者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制にある場合であつて、計画的に訪問することとなつていない緊急時訪問を必要に応じて行うことができる体制にあること。 (2) 医療観察訪問看護管理料の注2のイを算定する場合には、 (1)に加え、二十四時間対応体制における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制が整備されていること。 十一 (略)	第一・第二 (略) 第三 基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等 一〇五の三 (略) (新設) 六〇九 (略) 十 医療観察二十四時間対応体制加算の施設基準 通院対象者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制にある場合であつて、計画的に訪問することとなつていない緊急時訪問を必要に応じて行うことができる体制にあること。 (新設) 十一 (略)